

10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

<目標>

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言える。なかでも男性自身の意識改革は男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものである点に留意する必要がある。

効果的に国民の理解を促進していくためには、国民一人ひとりの生涯の中で、職場、家庭、地域、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要がある。男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメントを促進する観点も不可欠である。

また、女性や子供を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子供に対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策を働きかけるなどの取組が必要である。

さらに、子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、教育機関、メディア、地方公共団体等との連携を深めつつ、男女共同参画の理解の促進に向けた教育及び広報・啓発活動を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育及びメディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進する。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見である。これを解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講じる。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の意義についての理解促進や固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消、特に夫・父親、企業の経営者・管理職等の立場にある男性や若年男女の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲームなど訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を踏まえた表現を行うよう、業界団体等を通じて働きかけを行う。
あわせて、戦略的・効果的な手法に関する調査研究を行い、関連した取組の実施に活用するとともに、地方公共団体等における取組にも資するようノウハウを提供する。
- ② 男性、子供、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を進める。
- ③ 男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、女性の活躍等に関する積極的な情報発信の推進に役立てる。
- ④ 地方公共団体、NPO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体と連携して戦略的に広報・啓発を進める。

2 男女共同参画に関する男性の理解の促進

(1) 施策の基本的方向

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見について、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、意識啓発や相談活動などを通じ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。
- ② 家事・育児等を前向きにとらえ、積極的に参加する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。
- ③ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲（女性、両親など年配者、地域、職場等）の意識を変革し、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。
- ④ 男性経営者等の理解促進及びネットワークの構築支援などを推進し、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大する。

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 施策の基本的方向

学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

(2) 具体的な取組

ア 男女平等を推進する教育・学習

- ① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
- ② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどについての指導を行う。男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。
- ③ 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。
- ④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとられない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。
- ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館においては、国、地方公共団体、女性関連施設や大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。
- ⑥ 日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。
- ⑦ 結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現に向け、「家族の日」(11月の第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)において、様々な啓発活動

を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図る。

イ 多様な選択を可能にする男女平等を推進する教育・能力開発・学習機会の充実

- ① 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要な知識や技術を習得すること等の重要性について理解の促進を図る。
- ② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進する。男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるような体制づくりを推進する。
- ③ 学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。

また、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導を行う観点から、女性自身や親・教員等に対し、高等教育の進学率に男女差があることを踏まえ女性が高等教育を受けることや、理工系分野など女性の参画が進んでいない分野への進学・就職を希望することへの理解を深めるなど、多様な職業選択を推進する指導を促す。
- ④ 大学や専門学校等と産業界が協働し、イノベーション人材教育や、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための取組を推進する。
- ⑤ 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。
- ⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。
- ⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。

4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

(1) 施策の基本的方向

メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取り扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有

し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てる。

- ② メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。
- ③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図る。

5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

学校教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。

世論形成に大きな影響力を持つメディア関係業界において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。

(2) 具体的な取組

ア 学校教育の分野における政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ① 初等中等教育機関における政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう働きかける。

また、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。加えて、独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、当該研修等において、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識付けや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。さらに、独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含め女性教員の管理職登用に向けた調査研究を行う。

- ② 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、そのための体系的・計画的な管理職の養成・研修について検討する。
- ③ 高等教育機関の教授等における女性の登用については、目標設定や男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、大学等の重要な政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向けて、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。なお、公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。

また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、大学教員等向けの保育サービスの整備を促進する。

- ④ 学校関係団体における政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向

けて、当該団体の役員等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。

- ⑤ 初等中等教育機関等における各取組の際、女性活躍推進法（P。第 189 国会に提出。可決・成立した場合）の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。

イ メディアの分野における政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ① メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。
- ② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合「30%」に向けて、当該団体の役員・編集責任者における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。

その際、

- ・ 女性活躍推進法【P。第 189 国会に提出。可決・成立した場合。】の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。
- ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。